

## 令和8年度ダイオキシン類測定業務委託契約書

那覇市（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）  
とは、令和8年度ダイオキシン類測定業務委託について、次のとおり契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 本契約は、大気、水質、底質、地下水質及び土壌中のダイオキシン類による汚染状況を把握し、健康被害の未然防止に資するため、ダイオキシン類の測定業務を発注者が受注者に委託するものである。

### （契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結日から令和9年3月15日までとする。

### （委託料金）

第3条 発注者が受注者に支払う委託料金は、金 円（うち取引に係る消費税額は、 円とする。）とする。

### （契約保証金）

第4条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第30条第9号に基づき免除する。

### （業務の実施）

第5条 受注者は、別紙「ダイオキシン類測定業務委託仕様書」に従って、業務を実施し、その実施状況について、遅滞なく関係書類を発注者に提出しなければならない。

### （検収）

第6条 発注者は、業務成果引渡書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

- 2 受注者は、前項の検査の結果、不合格のものについては、発注者の指示に従い、遅滞なく修正を行い、再検査を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、生じる一切の費用は、受注者の負担とする。

(履行期限の延長)

第7条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第8条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、業務委託料その他の契約内容を変更することができる。

(委託料金の支払)

第9条 受注者は、発注者が第6条の規定により検収したときは、請求内容を精査の上、速やかに第3条の委託料金を請求するものとする。

- 2 発注者は、受注者から前項の請求を受けたときは、その請求を受理した日から起算して30日以内に当該請求額を受注者に支払うものとする。
- 3 発注者は、自己の責に記すべき理由により前項の支払を遅延した場合は、受注者に対し、支払期日の翌日から支払日まで、その請求額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合で計算した遅延利息を加算して支払わなければならない。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、委託業務の処理上知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第11条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が正当な理由なく、この契約に違反したとき。
- (2) 受注者が発注者の承認を得ないで、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任したとき。
- (3) 受注者、受注者の代理人、受注者との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

(その他)

第12条 本契約に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、発注者  
受注者協議の上定める。

本契約を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がそ  
の1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市  
那覇市長 知念 覚

受注者